

## YKK陸上長距離部後援会規約

### (名称)

第 1 条 この会は、YKK陸上長距離部後援会（以下「本会」という）称する。

### (事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は黒部市吉田 2 0 0 YKK(株)黒部事業所に置く。

### (事務局)

第 3 条 本会の事務局はYKK(株)黒部事業所業務推進グループ及びYKK 陸上長距離部 OB が行う。

### (目的)

第 4 条 本会は、YKK 長距離陸上部をコーポレートスポーツと位置付け、会社（或いは YKK 陸上部）及び YKK 陸上部 OB の自らが業務を行い、YKK の陸上選手が活躍出来るよう支援することを目的とする。

### (活動)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 大会予定の配布年 1 回
- 2 大会結果の配布年 3 回
- 3 大会応援計画
  - 1) YKK の陸上選手が活躍できるための支援
  - 2) 県内の陸上選手に対する支援
  - 3) その他の陸上選手の活動支援
- 4 総会（報告会）年 1 回

### (会員)

第 6 条 本会は、本会の目的に賛同いただいた個人または団体。

### (会費)

第 7 条 本会に入会を希望される方は下記の通り会費を納入する。  
一般 3,000 円 高校生以下 1,000 円 但し、期間は 4 月 1 日より 3 月 31 日迄とする。

### (役員)

第 8 条

- 1 本会に次の役員を置く。
  - 1) 会長 1 名
  - 2) 副会長 若干名
  - 3) 事務局長 1 名（任期 2 年：YKK 陸上部 OB）
  - 4) 事務局 1 名（任期 2 年：YKK 陸上部 OB）
  - 5) 監事 2 名
  - 6) 会計 1 名
  - 7) 世話人 1 名（会社より 1 名選任）
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は 2 年とする。但し再選することを妨げない。

(役員の任務)

第9条

1. 会長は本会を代表し、活動を総括し大会や親睦活動を把握する。
2. 事務局長は、会長を補佐し、YKK 陸上部後援会に関する各種決議を纏め、事務局は事務局長を補佐する役目を担う。
3. 事務局長は、YKK 陸上部後援会に関する各種決議を纏め、事務局は事務局長を補佐する役目を担う。事務局長/事務局の任期は2年とするが、後援会活動・運営の円滑な対応の為、事務局長は、次の2年間は事務局として在任する。
4. 事務局長、事務局は、会務の運営にあたる。
5. 監事は、会の会計及び運営を監査する。

(会議)

第10条 本会、総会を開催する。

(総会)

第11条

1. 総会は、全会員をもって構成する。
2. 総会は、毎年1回開催する。
3. 総会は、会長が召集する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
  - 1) 規約改正に関する事。
  - 2) 活動計画、実績に関する事。
  - 3) 予算、決算に関する事。

(事務局長/事務局)

第12条

1. 会長は本会を代表し、活動を総括し大会や親睦活動を把握する。
2. 事務局長/事務局は、次の事項を審議する。
  - 1) 総会に提出する事項。
  - 2) 総会により委任されたこと。
  - 3) その他。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費及び寄付金の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日より始まり3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条

- 1 会計監査は毎年1回監事が行う。
- 2 監事は会計監査の結果を総会に報告する。

附則

この規約は、令和6年4月01日から実施する。